

平成 29 年 2 月 24 日
都 市 局
まちづくり推進課

虎ノ門一丁目地区市街地再開発組合の民間都市再生事業計画を認定 ～虎ノ門一丁目地区第一種市街地再開発事業～

国土交通省は平成 29 年 2 月 24 日、都市再生特別措置法第 20 条第 1 項の規定に基づき、平成 29 年 1 月 30 日付けで虎ノ門一丁目地区市街地再開発組合から申請のあった民間都市再生事業計画(虎ノ門一丁目地区第一種市街地再開発事業)について、同法第 21 条第 1 項の規定により認定しました。

本事業計画は、国内外の企業や人々の交流、新たなビジネスの創出など国際交流拠点を形成することを目的とするものです。また、都心や空港を結ぶバスターミナルを整備すると共に、日比谷線新駅と周辺市街地を結ぶ歩行者ネットワークを整備し、ビジネス交流拠点にふさわしい交通基盤のさらなる充実を図るものです。

なお、事業の概要は以下のとおりです(詳細は別紙参照)。

- ・ 事業者 虎ノ門一丁目地区市街地再開発組合
- ・ 事業の名称 虎ノ門一丁目地区第一種市街地再開発事業
- ・ 事業施行期間 平成 29 年 2 月 1 日～平成 32 年 12 月 31 日(予定)
- ・ 事業区域 東京都港区虎ノ門一丁目 200 番 1 他

[参考] なお、計画の認定を受けた民間事業者に対しては、都市再生特別措置法に基づく特例(金融支援等)、租税特別措置法、地方税法に基づく税制上の支援措置等が設けられています。

<本件に対する問い合わせ先>

国土交通省 都市局 まちづくり推進課 担当：高^{たかくわ}葉、元吉、和田、佐野

電話：03-5253-8111(代表)(内線 32-542, 32-533, 32-544)

03-5253-8127(直通)

F A X : 03-5253-1589

認定民間都市再生事業計画の内容の公表

1. 認定年月日 平成 29 年 2 月 24 日
2. 申請事業者の名称 虎ノ門一丁目地区市街地再開発組合
3. 都市再生事業の名称 虎ノ門一丁目地区第一種市街地再開発事業

位置：東京都港区

4. 都市再生事業の目的

本事業では、街区再編や大規模土地利用転換により、国内外の企業や人々の交流、新たなビジネスの創出など国際的な交流拠点を形成することを目的とする。

また、都心や空港を結ぶバスターミナルを整備すると共に、日比谷線新駅と周辺市街地を結ぶ歩行者ネットワークを整備し、ビジネス交流拠点到にふさわしい交通基盤のさらなる充実を図る。

事業区域

5. 事業施行期間 平成 29 年 2 月 1 日～
平成 32 年 12 月 31 日

6. 事業区域

- (1) 位置 東京都港区虎ノ門一丁目 200 番 1 他
- (2) 面積 約 1.5ha

都市再生緊急整備地域

特定都市再生緊急整備地域

7. 建築物及びその敷地並びに公共施設の整備に関する事業の概要

(1) 建築物の建築面積等

建築物番号	階数	建築面積	延べ面積 (容積対象面積)	敷地面積	延べ面積 の敷地面積 に対する割合	建築面積 の敷地面積 に対する割合
1	地上 36 階 地下 3 階 塔屋 3 階	約 8,240 m ²	約 173,020 m ² (約 145,880 m ²)	約 10,065 m ²	約 1,450%	約 82%
計	—	約 8,240 m ²	約 173,020 m ² (約 145,880 m ²)	約 10,065 m ²	—	—

(2) 建築物構造、設備及び用途

[建築物番号 1]

- ・構造 鉄骨造、一部鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造
- ・設備 電気、衛生、空調、昇降機、機械式駐車場
- ・用途 事務所、店舗、ビジネス支援施設、地域冷暖房施設、駐車場、バスターミナル

(3) 公共施設の種類・規模等

- ・道路 約 3,200 m² ・公園 約 1,200 m²

